

## 江戸川区ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱

平成 18 年 9 月 27 日 区長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、都市環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット火葬場等の設置及び維持管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、周辺住民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット火葬場等 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却炉の設備を有する施設(自動車等に搭載し、移動することができる移動式火葬施設を含む。以下「火葬施設」という。) 当該焼骨を埋葬する施設又は焼骨を納骨する設備を有する施設(以下「埋葬施設等」という。)及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。
- (2) 設置等 ペット火葬場等を新たに建設すること、既存の建築物をペット火葬場等にする事、又は既存のペット火葬場等の施設若しくは設備を変更することをいう。ただし、ペット火葬場等の施設若しくは設備の縮小又は事務室の面積若しくは位置の変更等ペット火葬場等の機能に直接かわらない施設若しくは設備の変更を除くものとする。
- (3) 事業者 ペット火葬場等の設置等をしようとする者をいう。
- (4) 周辺住民 ペット火葬場等の敷地境界線から 50 メートルの水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内に土地又は建築物を所有する者をいう。
- (5) 近隣住民 周辺住民のうちペット火葬場等の敷地境界線から 25 メートルの水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内に土地又は建築物を所有する者をいう。

### (事業者の責務)

第 3 条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に当たっては、地域の市街地環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

また、周辺住民に対して悪影響又は苦情を発生させたときには、誠意をもって解決に努めなければならない。

### (標識の設置等)

第 4 条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、周辺住民に設置等に係る計画の周知を図るために、当該ペット火葬場等の敷地の見やすい場所に、設置等の計画の概要を記載した別記第 1 号様式による標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識の設置期間は、ペット火葬場等の新設等に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令(以下「法令」という。)に基づく手続を行おうとする日(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続を行おうとする日)又は工事の着手予定日のいずれか早い日の少なくとも 60 日前から工事が完了した日までの間とする。
- 3 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、標識を設置した日から起算して 5 日以内に、その旨を別記第 2 号様式による標識設置届により区長に届け出なければならない。

(計画の説明等)

第5条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、前条の標識の設置後14日以内に、近隣住民に次に掲げる事項について、説明会等の方法により説明をしなければならない。この場合において、事業者は、話し合い等により理解を得るよう努めなければならない。

(1) 事業者に関すること。

(2) 敷地の所在地、形態及び規模並びに敷地内におけるペット火葬場等の位置

(3) 施設及び設備の概要並びにこれらの設計者

(4) 工事に係る工期及び施工者

(5) ペット火葬場等の事業内容及び開設時期

(6) 地域の市街地環境に及ぼす影響及びその対策

(7) その他ペット火葬場等の計画に関すること。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項について周辺住民から要望があったときは、当該周辺住民にこれを説明しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により行った説明の内容について、速やかに、別記第3号様式による説明報告書により、区長に報告しなければならない。

第6条 焼却炉の設備を自動車等に搭載し、移動することができる移動式火葬施設(以下「移動火葬車」という。)を用いて事業を行う者は、移動先の近隣住民に対し、事前に周知するとともに、問合せ、要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

(話し合いの場の提供)

第7条 区長は、事業者と周辺住民の双方から申出があったときは、話し合いの場の提供を行うものとする。

2 前項の申出は、別記第4号様式による申出書を区長に提出して行うものとする。

3 区長は、第1項による話し合いの場の提供を行うときは、その旨を申出者に、第5号様式による通知書により通知するものとする。

4 区長は、前項に規定する話し合いによって解決の見込みがないと認めるときは、話し合いの場の提供を打ち切ることができるものとする。

5 前項の規定により話し合いの場を打ち切ったときは、別記第6号様式による通知書により申出者に通知するものとする。

(話し合いの非公開)

第8条 前条に規定する話し合いの手續及び内容は、これを公開しない。

(区長との協議)

第9条 事業者は、ペット火葬場等の設置等を行おうとするときは、法令に定める申請を行う前に、別記第7号様式によるペット火葬場等設置協議申出書を提出し、区長とこの要綱に定める事項に関する協議をしなければならない。

2 区長及び事業者は、前項の規定による協議が成立した場合には、協議書を締結するものとする。

(整備基準)

第10条 事業者は、ペット火葬場等の設置計画を策定するに当たっては、別表に規定する

整備基準に適合しなければならない。ただし、移動式火葬車については、別表2第2号から第4号までに規定する基準に適合しなければならない。

(計画の変更等)

第11条 事業者は、周辺住民に説明した内容を変更しようとするときは、速やかに標識の記載事項を訂正するとともに、別記第8号様式による届出書により区長に届け出るものとする。

2 第9条の規定により協議した内容を変更しようとするときは、別記第9号様式によるペット火葬場等変更協議申出書を提出し、事前に区長と協議しなければならない。ただし、軽微な変更と区長が認める場合は、この限りではない。

(工事完了の届出)

第12条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に関する工事が完了したときは、別記第10号様式による工事完了届を速やかに区長に提出しなければならない。

(工事の検査等)

第13条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に関する工事について、区長が行う完了検査を受けなければならない。

2 区長は、前項の完了検査の結果、当該工事に不備がないと認めたときは、事業者に対し、別記第11号様式による工事完了検査済通知書を交付するものとする。

(報告の聴取等)

第14条 区長は、この要綱の施行に必要な範囲において、事業者、工事施行者又は設計者から報告を求めることができるものとする。

2 区長は、この要綱の施行に当たり、必要な限度内において、調査ができるものとし、事業者、工事施行者又は設計者は、この調査に協力するものとする。

(適用除外)

第15条 次に掲げる場合は、この要綱を適用しない。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律第10条(昭和23年法律第48号)の規定により許可を受けた墓地又は納骨堂をペットの埋葬施設等とする場合

(2) 墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により許可を受けた火葬場をペットの火葬施設とする場合

(勧告)

第16条 区長は、この要綱に定める事項を事業者が履行しないときは、この要綱の目的を達成するため、必要な措置を事業者に勧告することができるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な様式その他の事項は、都市開発部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

## 別表（第10条関係）

### ペット火葬場等の整備基準

#### 1 共通

- (1) 管理棟等の建築物に設ける開口部、換気設備の排気口等は、隣地に対して臭気その他衛生上支障を及ぼさない位置に設けること。
- (2) 次の関係法令等に適合していること。
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
  - イ 建築基準法
  - ウ 江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成17年条例第59号）
- (3) 利用する者の自動車駐車場は、当該ペット火葬場等の規模等を考慮して必要とされる台数の駐車場を敷地内に設けること。

#### 2 火葬施設

##### (1) 焼却炉の設置場所等

- ア 建築物内に設置すること。
- イ 事業敷地境界からおおむね10m離して設置すること。（排気口を含む）  
ただし、当該敷地境界に接する土地の所有者、当該土地にある建築物の所有者及び居住者の同意を確認できるものがある場合は、この限りでない。
- ウ 外部から容易に火葬等の作業が見通せない高さの樹木等を設けること。

##### (2) 焼却炉の構造等

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に規定する基準に適合すること。
- イ 臭気対策としての二次燃焼室を設けること。
- ウ 集じん装置を設けること。
- エ 排ガス測定のための採取口を設けること。

##### (3) 法令等の遵守

- ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年規則第34号）別表第16に定めるダイオキシン類及びばいじんの排出基準に適合すること。
- イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）別表第13に定める騒音及び振動の規制基準に適合すること。
- ウ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく規制基準に適合すること。

##### (4) 施設の管理等

- ア 火葬施設内の臭気について脱臭対策を講じること。
- イ ばいじんと臭気指数の測定を定期的を実施すること。

#### 3 埋葬施設等

- ア 動物の死体を土中に葬る施設の設置でないこと。
- イ 敷地境界に接している土地（道路等を含む。）から墓石等が見通せない高さの樹木等を設けること。